

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告できます。

②最高5,000円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)

③添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)。

④還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

⑤もっと詳しい情報は

e-Taxホームページ (<http://www.nta.go.jp>) にて利用開始の手続き、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報につ

いてお知らせしていますので、ご利用前にぜひご覧ください。
※e-Taxをご利用するには、事前に開始届出書の提出、電子証明書などの取得が必要です。

不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

宇和島税務署(宇和島市堀端町1番38号) ☎22-4511(代)

(電話による一般的なご相談は、電話相談センターで税務相談官が承ります)

国税に関するご質問やご相談の方は→番号「1」→「電話相談センター」へ

税務署からの照会や納税などのご相談または職員にご用の方は→番号「2」→「税務署」へ



石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族の皆様へ

「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)」

の改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

特別遺族給付金の請求期限

平成24年3月27日までに延長されました。

特別遺族給付金の支給対象

平成18年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

トップページの「重要なお知らせ」から、アスベストのページをご覧ください(労災認定等事業場一覧表の公表を行っています)。

問い合わせ先

○特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、愛媛労働局または宇和島労働基準監督署までお問い合わせください。

○労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境保全再生機構(☎0120-389-931)までお問い合わせください。

街角ギャラリー『なんでも館』案内板

■ 1月27日(火)～2月15日(日)

【出展者】 福田珠未

「パッチワーク展」

■ 2月27日(金)～3月8日(日)

【出展者】 吉光八千代

「押し絵・羽子板展」

開館時間 10時～13時、14時～17時

場 所 近永南町バス停前

入館料 無料

問い合わせ先 鬼北町商工会 ☎45-0813

成川溪谷でプチ旅行気分を味わおう!

成川溪谷休養センターと高月温泉との間で使用する番傘を揃えました。外出するのが億劫になりがちな雨の日でも、成川溪谷ではちょっとした旅行気分が味わえます。レストランでのお食事やご宿泊の際にはぜひご利用ください。



なお、傘立ては高月温泉従業員の兵頭満夫さん(成川)から寄贈して頂きました。ベビーベッドを改造して作られたそうですが、とても立派な出来栄です。